

6. 事業内容	(ア) 有機大麦・小麦の栽培、製品作成指導 ① 第1年次に引き続き、日本人有機農業専門家及び現地農業技師の指導の下、有機大麦・小麦の栽培を行う。 ② 専門家によるワークショップ等を通じて、有機認証取得に向けた参加者の能力強化を図る。 ③ 第1年次に引き続き、収穫した大麦・小麦の製粉技術指導及び加工製品の販売活動を実施し、西岸域内外の市場への販路拡大に取組む。 ④ 養苗の技術指導を実施し、参加者が、地域の環境に適した良質な苗を、低コストで安定的に生産するための、基礎知識と技術を身に付け、農場運営における持続性の向上に取組む。 (イ) 家庭有機農業 (PC 農法) の導入 ① 第1年次に引き続き、家庭菜園での有機野菜、ハーブ等の栽培を行う。日本人有機農業専門家による家庭菜園の指導を引き続き実施し、参加者の有機農法に対する意識を更に高める。 ② 専門家によるワークショップ等を通じて、有機認証取得に向けた参加者の能力強化を図る。 (ウ) 女性を対象とした加工食品作成技術の指導 ① 第1年次に引き続き、有機大麦・小麦、有機野菜を用いた加工食品の商品開発、作成指導を実施する。 ② 製品のマーケティング強化を図り、西岸域内外における販路拡大に取組む。 (エ) 農地の有効利用を目的とした植樹 ① 第1年次に引き続き、事業地の環境に適した果樹の苗木および種子を配布し、植樹を行う。 ② 栽培された果樹を用い地域内外の市場販売に適した食品の商品開発、及び作成指導を実施する。 変更点がある活動について：(ア) 麦芽製造 計画段階では、大麦を使用した麦芽の製造を予定しており、パレスチナ政府からも、事前合意を得た上で、事業内容に組み込んだ。しかし、その後同政府より、イスラム教徒に対する文化的な配慮から、実施について見直しを検討してほしいとの要請を受け、やむを得ず本事業での実施を中止する運びとなった。よって、大麦については、(ウ) の活動において、麦茶、オートミール等、豊富な栄養成分を活かした製品の開発及び販売活動を通じた収入創出を目指し、サンプル品の生産と試験販売に取組む。
7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	※以下は、第2フェーズの申請書提出時点（2013年8月15日現在）の状況を記している。 ①これまでの事業における成果 (ア) 有機大麦・小麦の栽培、製品作成指導：農業従事者を中心に幅広く告知を行い、支援の必要性が高い参加希望者 23 農家(約 92 人)を裨益者として選定して、本会の自己資金にて大麦・小麦の無農薬で栽培された種子(大麦 180kg、小麦 280kg)の配布を行い、大麦・小麦の有機栽培指導を開始した。日本人有機農業専門家や現地農業技師の技術指導を通じて、参加者の有機農業に対する知識、技術の向上に取組んだ他、日本から招聘した有機認証専門家によるワークショップを実施し、有機認証取得に向けた栽培方法・土壌改

良に関する知識の習得に取り組んだ。6 月には、大麦 1,159kg、小麦 1,616kg を収穫し、西岸内の協力団体との連携を通じて、製粉加工した 3 種類の小麦製品（小麦粉、全粒粉、ふすま）を、フェアトレード商品のキャンペーンで販売した。

（イ）家庭有機農業（PC 農法）の導入：参加希望者の中から、世帯収入が低い家庭を優先に、20 名の女性を裨益者として選定し、各家庭に有機農法による菜園の設置を行った。地域の土壌に適しており、加工品としての需要が見込める野菜の苗として、各裨益者にタイム、トマト、チリペッパーの苗を配布し、日本人有機農業専門家による技術指導及び現地農業技師によるきめ細かな訪問指導を通じて、参加者の有機農業に対する意識、技術の向上に取り組んだ。また、西岸内で活動する協力団体より専門家を招いての、有機農業に関するワークショップに 17 名が参加した他、5 名の参加者が、日本人有機認証専門家のワークショップへの参加を通して、有機農業および有機認証取得に関する基本的な知識の習得に取り組んだ。

（ウ）女性を対象とした加工食品作成技術の指導：家庭菜園の参加者 20 名による女性グループを形成し、事業で収穫した有機野菜や大麦・小麦を用いた加工食品の製造及び、西岸地域内外における販路開拓を通じての、地域における有機農業の促進と、収入創出モデルの実現に向けた活動を開始した。パレスチナ経済省の主催による、商品のマーケティングを中心に女性グループの活動支援を目的とした会合に参加した他、西岸内の協力団体より専門家を招聘し、フェアトレードに関するワークショップを開催した。また、西岸地域内の企業や NGO、国際機関等と協議を重ね、パレスチナにおけるフェアトレード市場の現状や、有機農産物を用いた加工食品の開発等について情報収集、意見交換を行った。ラマダン・イード休暇明け後に活動を本格化するにあたり、担当スタッフが、食品加工講師とトレーニング内容に関する打合せを重ねた他、食品加工スペースの物件確保等、活動基盤の整備に取り組んだ。

（エ）農地の有効利用を目的とした植樹：雨期に差し掛かる 10 月から 11 月にかけて、苗木の配布及び、農業技師による栽培技術指導の実施を予定しており、事業期間内に予定している全ての活動を終了する見込みである。

②これまでの事業を通じての課題・問題点

（ア）事業開始当初、パレスチナ自治政府内において、職員に対する給与の未払いが問題となっており、各省庁が断続的にストライキを行っていた。これにより、本事業を管轄する農業省との調整が難航し、特に家庭菜園及び食品加工については、裨益者選定を実施するにあたって必要となる、同省からの許可の取得に 1 ヶ月程度の遅れが生じた。

（イ）有機大麦・小麦の栽培について、計画段階では、各裨益者の農地に灌漑設備を設置し、有機栽培を実践する想定であった。しかし、選定した裨益者の農地の形状、立地条件等から、個別の農地における灌漑設備の設置及び、隣接する農地の影響を受けず、有機栽培を行うことは困難であることが判明した。

③上記②に対する今後の対応策

（ア）については、苗木の品種選定において、配布する作物が遅延による影響を受けないことを確認済みである。また、作物の収穫時期に間に合うよう、ラマダン・イード明け後から、食品加工のトレーニングを本格化できるよう準備を進めており、裨益者の能力強化についても、期間内に修了できる見込

	みである。 (イ)については、ザバブデ農業組合の協力の下、同組合が運用する 60 ドノムの農地を使用することで、有機栽培に適した環境を確保し、全裨益者が同地において作業を分担する形で、大麦・小麦の栽培を行う。また、事業終了後は、地域における有機農園として、同組合が運営を継続していく予定である。
--	---